

掛川市告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

掛川市

上記代表者 掛川市長 久保田 崇

1 都市計画の種類

東遠広域都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

掛川市役所都市建設部都市政策課